

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目次

告 示

- 告示第88号 特定生産緑地（宇治市）の指定の解除
.....（公園緑地課）…2
- 告示第89号 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部
を改正する要綱.....（年金医療課）…2
- 告示第90号 指定特定相談支援事業者の指定
.....（障害福祉課）…2
- 告示第91号 車両制限令による道路の指定
.....（建設総務課）…2
- 告示第92号 市道路線の認定.....（建設総務課）…3
- 告示第93号 市道路線の区域の決定.....（建設総務課）…3
- 告示第94号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…3
- 告示第95号 市道路線の廃止.....（建設総務課）…3

告 示

宇治市告示第88号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年8月17日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
五一二	五ヶ庄古川地内	約0.20ha	一部解除

（揭示済）

宇治市告示第89号

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年8月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第3号中「及び」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び」に改め、同条第4号中「及び保険薬局」を「若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は」を削り、「被扶養者」を「被保険者又

は被扶養者（以下「被保険者等」という。）」に改める。

第4条中「国民健康保険法又は」を削る。

別表第1項第3号中「国民健康保険法による被保険者又は」を削り、「による被扶養者」を「の規定による被保険者等」に改め、同表第2項第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同項第4号中「国民健康保険法による被保険者又は」を削り、「による被扶養者」を「の規定による被保険者等」に改める。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

宇治市告示第90号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和8年8月28日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26312	合同会社Laughter	相談支援センターおだんご	令和8年8月1日	計画相談支援
01197	京都府宇治市開町48-23	宇治市小倉町西山70-7		

宇治市告示第91号

車両制限令による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示します。

令和8年8月28日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定する道路

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
市道	横島町23号線	横島町二十四56番地先から横島町目川213番3地先まで
市道	目川南北線	横島町目川204番6地先から横島町本屋敷12番地先まで
市道	横島町180号線	横島町目川23番1地先から横島町目川138番1地先まで
市道	横島町53号線及び横島町54号線	横島町吹前107番地先から横島町吹前97番地先まで

市道	横島町５４号線	横島町吹前９７番地先から横島町吹前５６番１地先まで
市道	菟道横島線	横島町吹前５６番１地先から横島町中川原１０２番１地先まで
市道	菟道横島線	横島町中川原９４番１地先から横島町吹前９７番地先まで

２ 指定する期日 令和８年９月１日

宇治市告示第９２号

市道路線の認定について
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定により、市道路線を次のように認定します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和８年８月２８日から１４日間
令和８年８月２８日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
五ヶ庄２６４号線	羽戸山三丁目１番地の２９６ 五ヶ庄一番割４６番地の１０	
五ヶ庄２６５号線	五ヶ庄野添４６番地の２２ 五ヶ庄野添４６番地の１７	

宇治市告示第９３号

市道路線の区域の決定について
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和８年８月２８日から１４日間
令和８年８月２８日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
五ヶ庄２ ６４号線	羽戸山三丁目１番地の ２９６ 五ヶ庄一番割４６番地 の１０	６．０ ～１２．０	２６３．６	
五ヶ庄２ ６５号線	五ヶ庄野添４６番地の ２２ 五ヶ庄野添４６番地の １７	６．０ ～１８．０	５２．８	

宇治市告示第９４号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和８年８月２８日から１４日間
令和８年８月２８日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄２６ ４号線	羽戸山三丁目１番地の２９６ 五ヶ庄一番割４６番地の１０	令和８年８月２８日

五ヶ庄２６ ５号線	五ヶ庄野添４６番地の２２ 五ヶ庄野添４６番地の１７	令和８年８月２８日
--------------	------------------------------	-----------

宇治市告示第９５号

市道路線の廃止について
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、次の市道路線を廃止します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和８年８月２８日から１４日間
令和８年８月２８日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
五ヶ庄４ ０号線	五ヶ庄野添４６番地の３先 五ヶ庄野添４６番地の３		全部廃止